

アミン塩のお問合せ、ご相談、ご注文をお待ちしています。

ヒドラジノー塩酸塩（一塩化ヒドラジニウム）

改訂日：2024/03/04

SHOWA fine various reagents



安全データシート (SDS)

1. 化学品及び会社情報

昭和化学株式会社
東京都中央区日本橋本町4-3-8
担当

TEL(03)3270-2701
FAX(03)3270-2720
緊急連絡 同上
改訂日 2024/03/04
SDS整理番号 08107152

製品等のコード : 0810-7152

製品等の名称 : ヒドラジノー塩酸塩

推奨用途 : 試薬

参考：その他の用途(当該製品規格に限定されない一般的な用途。規格により用途は相違。)
金属防錆・防錆剤、有機合成原料、合成中間体、医薬・医薬中間体、
金属表面処理剤、ハンダ融剤、溶接用フラックス など

使用上の制限 : 推奨用途以外の用途へ使用する場合は化学物質専門家等の判断を仰ぐこと



2. 危険有害性の要約

GHS分類

物理化学的危険性
自然発火性固体 : 区分に該当しない
自己発熱性化学品 : 区分に該当しない
水反応可燃性化学品 : 区分に該当しない

健康に対する有害性
急性毒性(経口) : 区分3
皮膚腐食性/刺激性 : 区分1
眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性 : 区分1
皮膚感作性 : 区分1
発がん性 : 区分2

環境に対する有害性
水生環境有害性 短期(急性) : 区分1
水生環境有害性 長期(慢性) : 区分1

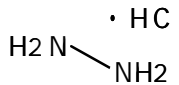
注意喚起語 : 危険

危険有害性情報

飲み込むと有毒(経口)
重篤な皮膚の薬傷・眼の損傷
重篤な眼の損傷
アレルギー性皮膚反応を起こすおそれ
発がんのおそれの疑い
水生生物に非常に強い毒性
長期的影響による水生生物に非常に強い毒性

注意書き

【安全対策】
全ての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。
粉じん、煙、ガス、ミスト、蒸気、スプレーを吸入しないこと。
取扱い後は、よく手を洗うこと。
この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。



保護手袋、保護衣、保護眼鏡、保護面を着用すること。
環境への放出を避けること。

【応急措置】

飲み込んだ場合：口をすすぐこと。無理に吐かせない。直ちに医師に連絡すること。
吸入した場合：空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
皮膚（又は髪）に付着した場合：直ちに汚染された衣類を全て脱ぐこと。
皮膚を流水又はシャワーで洗うこと。直ちに医師に連絡すること。
眼に入った場合：水で15分以上注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。直ちに医師に連絡すること。
ばく露又はばく露の懸念がある場合：医師の診察、手当を受けること。
皮膚刺激又は発疹が生じた場合：医師の診察、手当を受けること。
汚染された衣類を再使用する場合には洗濯をすること。
漏出物を回収すること。

【保管】

日光を避け、遮光した気密容器に入れ容器を密閉し冷暗所に施錠して保管すること。

【廃棄】

内容物や容器を、都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。

（注）物理化学的危険性、健康に対する有害性、環境に対する有害性に関し、上記以外の項目は、現時点で「区分に該当しない(分類対象外も該当)」又は「分類できない」である。

3. 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区別	：	化学物質	
化学名	：	ヒドラジーン塩酸塩 （別名）ヒドラジーン塩酸塩、一塩酸ヒドラジン、ヒドラジン塩酸塩、塩酸ヒドラジン、一塩化ヒドラジニウム （英名）Hydrazine monohydrochloride、hydrazine, chloride、Hydrazine HCl、Hydrazine hydrochloride, mono-、Hydrazinium monochloride、Hydrazinium chloride (EC名称)、Hydrazine, hydrochloride (1:1) (TSCA名称)	
成分及び含有量	：	ヒドラジーン塩酸塩、98.0%以上（乾燥後）	
化学式及び構造式	：	NH ₂ NH ₂ ・HCl、H ₄ N ₂ ・HCl、H ₅ CIN ₂ 、[NH ₂ NH ₃]Cl、 構造式は上図参照(1ページ目)。	
分子量	：	68.51	
官報公示整理番号	化審法	：	
		：	(1)-374「ヒドラジン」 (1)-215「塩酸」
	安衛法	：	本品はヒドラジンの付加塩またはオニウム塩であり、新規化学物質として取り扱わない物質である(既存化学物質扱い)。 公表化学物質（化審法番号を準用）
CAS No.	：	2644-70-4	
EC No.	：	220-154-4	
危険有害成分	：	ヒドラジーン塩酸塩	

4. 応急措置

吸入した場合	：	空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させる。 気分が悪い時は、医師の診断、治療を受ける。
皮膚に付着した場合	：	直ちに医師に連絡する。 直ちに、汚染された衣類、靴などを脱ぐ。 速やかに皮膚を多量の水と石鹼で洗う。 洗浄開始が遅れたり、洗浄不十分の場合は、皮膚障害のおそれがある。 皮膚刺激又は発疹が生じた時は、医師の診察、手当を受ける。 汚染された作業衣は作業場から出さないこと。 汚染された衣類を再使用する前に洗濯する。
目に入った場合	：	直ちに医師に連絡する。 直ちに、水で15分以上注意深く洗う。その際、顔を横に向けてからゆっくり水を流す。水道の場合、弱い流れの水で洗う。勢いの強い水で洗浄すると、かえって目に障害を起こすことがあるので注意する。 まぶたを親指と人さし指であげ眼を全方向に動かし、眼球、まぶたの隅々まで水がよく行き渡るように洗浄する。 次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。 その後も洗浄を続ける。 目の洗浄が遅れたり、不十分の場合は、目の障害のおそれがある。 目の刺激が持続する場合は、医師の診断、治療を受ける。 眼刺激が消失しても、遅れて障害が現れることがあるので、必ず医師の診療を受ける。
飲み込んだ場合	：	直ちに口をすすぎ、うがいをする。無理に吐かせてはいけない。 吐かせると再びのどや食道を通り二重に刺激・損傷を受けることになる。

直に牛乳や卵を飲ませて毒性を希釈する。
牛乳、卵がない時は、コップ数杯の水を飲ませ、体内で毒性を薄める。
意識がない時は、何も与えない。もし、嘔吐が自然に生じた時は、気管への吸入が起きないように、頭を尻より下に身体を傾斜させ、肺への還流を防ぐ。嘔吐後、意識が戻れば、水を飲ませる。体の保温に努め、速やかに医師の診察を受ける。
気分が悪い時は、医師の診断、治療を受ける。

予想される急性症状及び遅発性症状：情報なし

参考【ヒドラジノー水和物〔7803-57-8〕の情報】

- 飲み込んだ場合：腐食性、灼熱感、咳、頭痛、吐き気、息切れ、咽頭痛、痙攣、発赤、皮膚熱傷、痛み、重度の熱傷、胃痙攣、脱力感、嘔吐、錯乱、意識喪失。
- 吸入した場合：鼻、咽喉を高度に刺激し、粘膜などに強い腐食を与える。中毒を起こし悪心、頭痛、吐き気を訴える。
- 皮膚に触れた場合：強いアルカリ性で皮膚を侵し、その他粘膜などに強い腐食を与える。
- 眼に入った場合：蒸気は眼を高度に刺激し、薬傷を負うことがある。痛み、涙延、炎症を起こす。自覚症状がなくても、時間の経過につれて症状が現れることがある。

5. 火災時の措置

- 適切な消火剤：水噴霧、泡消火薬剤、乾燥砂、二酸化炭素
- 特有の危険有害性：大火災の場合、空気を遮断できる泡消火剤が有効である。
火災によって刺激性、腐食性又は毒性のガスを発生するおそれがある。
強熱、強い衝撃摩擦により爆発的に分解、発火または爆発する危険がある。
- 特有の消火方法：安全に対処できるならば着火源を除去すること。
危険でなければ火災区域から容器を移動する。
風上より消火し、環境へ流出しないよう漏洩防止処置を施す。
消火後も、大量の水を用いて十分に容器を冷却する。
消火活動は、有効に行える最も遠い距離から、無人ホース保持具やモーター付きノズルを用いて消火する。
- 消火を行う者の保護：消火作業の際は、適切な空気呼吸器を含め適切な防護服（耐熱性）を着用する。

6. 漏出時の措置

- 人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置
：漏洩区域は、関係者以外の立入りを禁止する。
：漏洩エリア内に立入る時は、保護具を着用する。
：皮膚、眼など身体とのあらゆる接触を避ける。
：風上から作業し、粉じん、蒸気、ガスなどを吸入しない。
：粉じんが飛散する場合は、水噴霧し飛散を抑える。
：密閉された場所に立入る時は、事前に換気する。
- 環境に対する注意事項
回収、中和
：河川、下水道、土壤に排出されないように注意する。
：漏洩物を掃き集め、密閉できる空容器に回収する。
：漏洩物が飛散する場合は、水を散布し湿らしてから回収する。
：回収した漏洩物は、後で産業廃棄物として適正に処分廃棄する。
：後処理として、漏洩場所は大量の水を用いて洗い流す。
- 封じ込め及び浄化の方法・機材
：危険でなければ漏れを止める。
- 二次災害の防止策
：事故の拡大防止を図るため、必要に応じて関係機関に通報する。
：すべての発火源を速やかに取除く（近傍での喫煙、火花や火炎の禁止）。
：排水溝、下水溝、地下室あるいは閉鎖場所への流入を防ぐ。

7. 取扱いおよび保管上の注意

- 取扱い
- 技術的対策
：本製品を取扱う場合、必ず保護具を着用する。
：粉じん、ミスト、蒸気、ガスの発生を防止する。
：粉じんの堆積を防ぐ。
- 局所排気・全体換気
安全取扱い注意事項
：換気装置を設置し、局所排気又は全体換気を行なう。
：裸火禁止、衝撃注意。
：すべての安全注意を読み理解するまで取扱わない。
：高温物、スパークを避け、強酸化剤との接触を避ける。
：容器を転倒させ、落下させ、衝撃を加え、又は引きずるなどの取扱いをしてはならない。
：この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしない。
：取扱い後はよく手を洗う。
- 接触回避
：湿気、水、高温体との接触を避ける。

保管	
技術的対策	： 保管場所は耐火構造とし、出入口は施錠する。 保管場所には換気装置を設置する。
保管条件	： 高温多湿を避け、乾燥した冷暗所（1～15℃）に保管する。 光のばく露により変質するおそれがあるため、遮光した容器を使用するか日光、室内光を避け、暗所に保管する。 袋包装の場合、吸湿性があるので、使用後は十分に空気を抜き、密封して保管する。 開封後は速やかに使用する。 品質管理上、夏季気温が上昇して吸湿がすすむと品質劣化し、種々の問題が発生する場合がありますので、保管には十分な配慮が必要である。 可燃性であるので、火気に注意する。 混触危険物質、食料、飼料から離して保管する。
混触危険物質	： 強酸化剤
容器包装材料	： ポリエチレン、ポリプロピレン、ガラスなど

8. ばく露防止及び保護措置

管理濃度	： 設定されていない。
許容濃度（ばく露限界値、 日本産衛学会 ACGIH）	： 生物学的ばく露指標）： 設定されていない。 設定されていない。
設備対策	： この物質を貯蔵ないし取扱う作業場には洗眼器と安全シャワーを設置する。 取扱場所には局所排気又は全体換気装置を設置する。
保護具	
呼吸器の保護具	： 呼吸器保護具（防じんマスク）を着用する。
手の保護具	： 保護手袋（塩化ビニル製、ニトリル製など）を着用する。
眼の保護具	： 保護眼鏡（普通眼鏡型、側板付き普通眼鏡型、ゴーグル型）を着用する。
皮膚及び身体の保護具	： 長袖作業衣を着用する。 必要に応じて保護面、保護長靴を着用する。
衛生対策	： この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしない。 取扱い後はよく手を洗う。 作業衣を家に持ち帰ってはならない。 保護具は保護具点検表により定期的に点検する。

9. 物理的及び化学的性質

物理状態	
性状	： 結晶又は結晶性粉末
色	： 白色～類白色
臭い	： データなし
pH	： 弱酸性（水溶液）
融点	： 89
凝固点	： データなし
沸点	： データなし
引火点	： データなし
可燃性	： 可燃性
爆発範囲	： データなし
蒸気圧	： データなし
相対ガス密度（空気 = 1）	： データなし
密度又は相対密度	： データなし
比重	： データなし
溶解度	： 水に溶けやすい。 エタノール、エーテル、アセトンに溶けにくい。
オクタノール/水分配係数	： データなし
発火点	： データなし
分解温度	： データなし
粘度	： データなし
動粘度	： データなし
粒子特性	： データなし
GHS分類	
自然発火性固体	： 常温の空気と接触しても自然発火しないことから、区分に該当しないとした。
自己発熱性化学品	： 空気との接触により自己発熱性がなく、さらに、国連危険物輸送勧告（UNRTDG）のクラス4.2（可燃性固体）にも該当しない非危険物であることから、区分に該当しないとした。
水反応可燃性化学品	： 本品は水に可溶であり、水に対して安定である（水との混触で可燃性ガスの発生がない）と考えられるので、区分に該当しないとした。

10. 安定性及び反応性

安定性（反応性・化学的安定性）

- : 通常の取扱条件において安定である。
- 強衝撃、強熱により、爆発的に分解する危険性がある。
- 光により変質するので、遮光保管する。
- 危険有害反応可能性 : 強酸化剤と混触すると反応することがある。
- 避けるべき条件 : 日光、光、高熱、衝撃、湿気、裸火、スパーク、静電気
- 混触危険物質 : 強酸化剤
- 危険有害な分解生成物 : 燃焼の際は、窒素酸化物、ハロゲン化物を生成する。

11. 有害性情報

- 急性毒性 : 経口 ラット LD50 = 128 mg/kg
マウス LD50 = 126 mg/kg
飲み込むと有毒（経口）（区分3）
経皮 分類できない。
- 皮膚腐食性/刺激性 : 本品は腐食性があるため、区分1とした。
重篤な皮膚の薬傷・眼の損傷（区分1）
- 眼に対する重篤な損傷/刺激性 : 本品は腐食性があるため、区分1とした。
重篤な眼の損傷（区分1）
- 呼吸器感受性 : データがないため分類できない。
- 皮膚感受性 : NITE初期リスク評価書 No.73 (2005)のヒトへの健康影響の記述にて、「感受性については、ヒドラジンとその塩はヒトに接触アレルギーを発症する」という報告が得られていることから、区分1とした。
アレルギー性皮膚反応を引き起こすおそれがある（区分1）。
- 生殖細胞変異原性 : 分類できない。
- 発がん性 : IARCがヒドラジン類についてグループ2B（ヒトに対して発がん性があるかもしれない）（IARC 71(1999)、EHC 68(1987)）に分類されているので、区分2とした。
発がんのおそれの疑い（区分2）
- 生殖毒性 : 分類できない。
- 特定標的臓器毒性（単回ばく露） : 分類できない。
- 特定標的臓器毒性（反復ばく露） : 分類できない。
- 誤えん有害性 : 分類できない。

参考【ヒドラジンー水和物〔7803-57-8〕の情報】

- 急性毒性 : 経口 ラット LD50 = 172 mg/kg (厚労省報告(2003))
飲み込むと有毒（経口）（区分3）
経皮 分類できない。
- 皮膚腐食性/刺激性 : 吸入（蒸気） 分類できない。
吸入（ミスト） 分類できない。
NITE初期リスク評価書 No.73 (2005)のウサギを用いた4時間適用試験結果において「5%溶液を適用したところ、7/11 匹にて皮膚適用部位に腐食がみられた」との報告が得られたことから、区分1Aとした。
重篤な皮膚の薬傷・眼の損傷（区分1A）
- 眼に対する重篤な損傷/刺激性 : 有害性情報「2.皮膚腐食/刺激性」において、区分1Aと判断していることから、技術指針に従い、区分1とした。
重篤な眼の損傷（区分1）
- 呼吸器感受性又は皮膚感受性 : 呼吸器感受性：分類できない。
皮膚感受性：NITE初期リスク評価書 No.73 (2005)のヒトへの健康影響の記述にて、「感受性については、ヒドラジンとその塩はヒトに接触アレルギーを発症する」という報告が得られていること。また、日本産業衛生学会では、皮膚感受性「第2群」と分類していることから、区分1とした。
アレルギー性皮膚反応を引き起こすおそれ（区分1）
- 生殖細胞変異原性 : N I T E 有害性初期リスク評価書 No.73 (2005)、EHC 68(1987)の記述から、経世代変異原性試験なし、生殖細胞 in vivo 変異原性試験なし、体細胞 in vivo 変異原性試験（マウススポット試験）で陽性、生殖細胞 in vivo 遺伝毒性試験なし、であることから区分2とした。
遺伝性疾患のおそれの疑い（区分2）
- 発がん性 : 経口投与（飲水）試験で、ラットで悪性子宮腫瘍の発現頻度の増加と肝臓腫瘍の発現を、マウスで肺腫瘍の発現頻度の増加を毒性の認められる濃度で示した(NITE初期リスク評価書 No.73 (2005))。
また、別の経口投与（飲水）試験でラットで雄に肝細胞腺腫のわずかな発生増加、雌に肝細胞腺腫と肝細胞癌の発生増加が、マウスで

- 雄では腫瘍の発生増加を示す証拠は認められなかったが、雌に肝細胞腫の明かな発生増加と肝細胞癌のわずかな発生増加が認められた(厚生労働省委託がん原性試験, 2000)。この結果を受け厚生労働省より「ヒドラジン及びその塩並びにヒドラジンー水和物による健康障害を防止するための指針」(厚労省指針, 2006)が出されているため、区分2とした。日本産業衛生学会では第2群Bに分類(産衛学会勧告理由提案書, 1998)している。
 発がんのおそれの疑い(区分2)
- 生殖毒性 : 分類できない。
- 特定標的臓器毒性(単回ばく露) :
 ヒトについては、「急性暴露によって中枢神経系、肝臓、腎臓に影響を及ぼすことが知られている。」(環境省リスク評価第1巻(2002))の記述があることから、中枢神経系、肝臓、腎臓が標的器官と考えられた。
 以上より、分類は区分1(中枢神経系、肝臓、腎臓)とした。
- 特定標的臓器毒性(反復ばく露) :
 中枢神経系、肝臓、腎臓の障害(区分1)
 ヒトについては、「肝毒性、神経症状、心臓症状」、「黄疸、死後の剖検で重度腎炎、尿細管壊死、糸球体腎炎、限局性肝細胞壊死がみられた。」(CERI・NITE有害性評価書 No.78(2004))、「胃炎、振戦、嗜眠、言動の一貫性喪失、黄疸、肝臓の肥大で易触診、血中ビリルビン量の上昇、血中クレアチニン量の上昇、蛋白尿、剖検所見:重度の尿細管壊死」(IARC(1987))等の記述があることから、肝臓、神経系、消化管、腎臓が標的臓器と考えられた。
 なお、消化管への影響については、経皮暴露試験での影響のため、標的臓器として採用した。
 以上より、分類は区分1(肝臓、神経系、消化管、腎臓)とした。
 長期又は反復ばく露による肝臓、神経系、消化管、腎臓の障害(区分1)
- 誤えん有害性 : 分類できない。

12. 環境影響情報

- 生態毒性
 水生環境有害性 短期(急性) : 水生環境では、下記のヒドラジンー水和物と同様の挙動が予想されるので、区分1とした。
 水生生物に非常に強い毒性(区分1)
- 水生環境有害性 長期(慢性) : 本品はヒドラジンの水溶性塩であるため、水への溶解性はよい。急性毒性は区分1であり、下記のヒドラジンー水和物と同様に、水生生物に対し蓄積性は低いと推定されるが、ヒドラジンー水和物と同様に急速分解性がないと推定されるので、区分1とした。
 長期的影響により水生生物に非常に強い毒性(区分1)
- 残留性・分解性 : データなし
 生物蓄積性 : データなし
 土壤中の移動性 : データなし
 オゾン層への有害性 : 本品はモントリオール議定書の附属書にリストアップされていないため、分類できないとした。

参考【ヒドラジンー水和物〔7803-57-8〕の情報】

- 生態毒性
 水生環境有害性 短期(急性) : 藻類(セレナストラム) 72時間ErC50=0.19mg/L
 (環境省生態影響試験, 2001)
 水生生物に非常に強い毒性(区分1)
- 水生環境有害性 長期(慢性) : 急性毒性が区分1、生物蓄積性が低いと推定されるもの
 (log Kow=-2.07(PHYSPROP Database, 2005))、
 急速分解性がない(ヒドラジンのBODによる分解度: 2%
 (既存化学物質安全性点検データ)から類推)ことから、
 区分1とした。
 長期的影響により水生生物に非常に強い毒性(区分1)
- 残留性・分解性 : 低分解性。BOD分解度=2%
 生物蓄積性 : 低濃縮性。Log Kow = -2.07
 土壤中の移動性 : データなし
 オゾン層への有害性 : 本品はモントリオール議定書の附属書にリストアップされていないため、分類できないとした。

13. 廃棄上の注意

- 残余廃棄物 : 関連法規ならびに地方自治体の基準に従って廃棄する。
 都道府県知事などの許可(収集運搬業許可、処分業許可)を受けた産業廃棄物処理業者に、産業廃棄物管理票(マニフェスト)を交付して廃棄物処理を委託する。

汚染容器及び包装 : 廃棄物の処理にあたっては、処理業者等に危険性、有害性を充分告知の上処理を委託する。
 廃棄の前に、可能な限り無害化、安定化及び中和等の処理を行って危険有害性のレベルを低い状態にする。
 本製品を含む廃液及び洗浄排水を直接河川等に排出したり、そのまま埋め立てたり投棄することは避ける。
 （参考）燃焼法
 可燃性の溶剤に溶解し噴霧するか、又はケイソウ土、木粉（おが屑）等に吸収させて、アフターバーナー及びスクラパー付き焼却炉の火室で、出来るだけ高温（ダイオキシン発生抑制のため850℃以上）にて焼却する。
 内容物により汚染された容器及び包装材は、関連法規の基準に従って適切に処分する。
 空容器を廃棄する場合は、内容物を除去した後、産業廃棄物処理業者に処理を委託する。

14. 輸送上の注意

緊急時応急処置指針番号 : 154

国際規制

海上規制情報（IMDGコード/IMOの規定に従う）

UN No. : 3290
 Proper Shipping Name : TOXIC SOLID, CORROSIVE, INORGANIC, N.O.S.
 (Hydrazinium chloride)
 Class : 6.1 (毒物)
 Sub Risk : 8 (腐食性物質)
 Packing Group : II
 Marine Pollutant : Yes (該当)
 Limited Quantity : 500g

航空規制情報（ICAO-TI/IATA-DGRの規定に従う）

UN No. : 3290
 Proper Shipping Name : Toxic solid, corrosive, inorganic, n.o.s.
 (Hydrazinium chloride)
 Class : 6.1
 Sub Risk : 8
 Packing Group : II

国内規制

陸上規制情報（消防法、道路法の規定に従う）

海上規制情報（船舶安全法/危険物船舶輸送及び貯蔵規則/船舶による危険物の運送基準等を定める告示に従う）

国連番号 : 3290
 品名 : その他の毒物（無機物、固体、腐食性のもの）
 クラス : 6.1 (毒物)
 副次危険 : 8 (腐食性物質)
 容器等級 : II
 海洋汚染物質 : 該当
 MARPOL73/78付属書II及びIBCコードによるばら積み輸送の有害液体物質の汚染分類 : 非該当

少量危険物許容量 : 500g
 航空規制情報（航空法/航空法施行規則/航空機による爆発物等の輸送基準を定める告示に従う）

国連番号 : 3290
 品名 : その他の毒物（無機物、固体、腐食性のもの）
 クラス : 6.1
 副次危険 : 8
 等級 : II
 少量輸送許容量 : 1kg

特別の安全対策 : 輸送に際しては、直射日光を避け、容器の破損、腐食、漏れのないように積み込み、荷崩れの防止を確実に。重量物を上積みしない。
 食品や飼料と一緒に輸送してはならない。
 移送時にイエローカードを運搬人に保持させる。

15. 適用法令

労働安全衛生法 : 非該当。
 なお、令和6年4月1日施行、令和7年4月1日及び令和8年4月1日施行予定の表示・通知対象物の追加物質にも該当しない。
 化審法 : 本品はヒドラジニウムの付加塩のため、優先評価化学物質に該当。

アミン塩のお問合せ、ご相談、ご注文をお待ちしています。

ヒドラジンー塩酸塩〔一塩化ヒドラジニウム〕

改訂日：2024/03/04

- No.2「ヒドラジン」(官報公示日：2011/04/01)
評価対象；人健康影響/生態影響
旧第二種監視化学物質に該当。
No.367「ヒドラジン」(官報公示日：2000/09/22)
旧第三種監視化学物質に該当。
No.39「ヒドラジン」(官報公示日：2006/07/18)
- 毒物及び劇物取締法：非該当
消防法：危険物第5類、ヒドラジンの誘導体(第二種自己反応性物質)、
指定数量100kg、危険等級
- 化学物質排出管理促進法(PRTR法)：非該当〔2023年(R5年)4月1日施行の法改正にも非該当〕
船舶安全法：毒物類・毒物
航空法：毒物類・毒物
水質汚濁防止法：生活環境項目(施行令第三条第一項)
「窒素の含有量」
〔排水基準〕120mg/L以下(日間平均60mg/L以下)
(注)排水基準に別途、条例等による上乗せ基準がある場合は
それに従うこと。
指定物質(施行令第三条第三項)
「ヒドラジン」
- 輸出貿易管理令：キャッチオール規制(別表第1の16項)
HSコード：2825.10
第28類 無機化学品
・輸出統計番号(2024年1月版)：2825.10-000
「ヒドラジン及びヒドロキシルアミン並びにこれらの無機塩
並びにその他の無機塩基、金属酸化物、金属水酸化物及び
金属過酸化物
- ヒドラジン及びヒドロキシルアミン並びにこれらの無機塩」
・輸入統計番号(2024年2月1日版)：2825.10-050
「ヒドラジン及びヒドロキシルアミン並びにこれらの無機塩
並びにその他の無機塩基、金属酸化物、金属水酸化物及び
金属過酸化物
- ヒドラジン及びヒドロキシルアミン並びにこれらの無機塩
- 2 その他のもの：ヒドラジン及びその無機塩」

16. その他の情報

(注)本品を試験研究用以外には使用しないで下さい。

参考文献	化学物質管理促進法PRTR・MSDS対象物質全データ	化学工業日報社
	労働安全衛生法MSDS対象物質全データ	化学工業日報社(2007)
	化学物質の危険・有害便覧	中央労働災害防止協会編
	化学大辞典	共同出版
	安衛法化学物質	化学工業日報社
	産業中毒便覧(増補版)	医歯薬出版
	化学物質安全性データブック	オーム社
	公害と毒・危険物(総論編、無機編、有機編)	三共出版
	化学物質の危険・有害性便覧	労働省安全衛生部監修
	Registry of Toxic Effects of Chemical Substances NIOSH CD-ROM	
	GHS分類結果データベース	nite(独立行政法人 製品評価技術基盤機構) HP
	GHSモデルMSDS情報	中央労働災害防止協会 安全衛生情報センター HP

このデータは作成の時点における知見によるものですが、必ずしも十分ではありませんし、何ら保証をなすものではありませんので、取扱いには十分注意して下さい。なお、この安全データシート(SDS)はJIS Z 7253:2019に準じ作成しています。